

<市第38号・42号議案関連資料>

市第38号議案 スポーツ施設の指定管理者の指定
市第42号議案 スポーツ施設の指定管理者の指定の変更

令和4年第2回市会定例会において、横浜文化体育館を横浜BUNTAI及び横浜武道館の2つの公の施設として再編する改正案を議決いただきました。(横浜市スポーツ施設条例等の一部を改正する条例(令和4年6月横浜市条例第24号。以下「一部改正条例」という。))

2館の名称決定に伴い、すでに議決いただいている指定管理者の指定についても、条例の改正内容にあわせてます。

議案概要

1 指定管理者の指定(第38号議案)

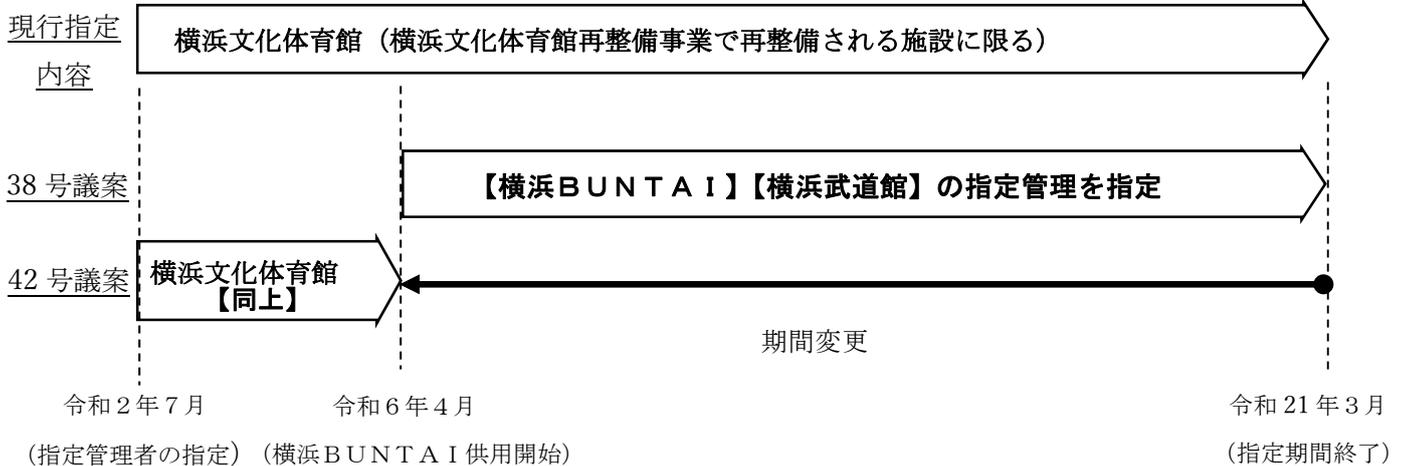
一部改正条例が施行される令和6年4月1日から対象施設名称が「横浜BUNTAI」及び「横浜武道館」となることにあわせ、指定管理指定期間の期限である令和21年3月末日までの期間、現指定管理者である「株式会社YOKOHAMA文体」を当該2施設の指定管理者として、あらためて指定します。

2 指定管理者の指定期間の変更(第42号議案)

1にあわせ、現在の指定期間の終期を、「一部改正条例の施行の日の前日(令和6年3月31日)まで」に変更します。

【参 考】

<今回の議案イメージ(事業者の変更はありません)>



<事業スケジュール>

28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	～	20年度
	★公募(入札公告) 事業者選定				旧文化体育館解体工事					
		★契約締結・指定管理者の指定議決			横浜BUNTAI 設計					★指定管理 期間終了
		横浜武道館設計				横浜BUNTAI 建設工事				
		横浜武道館建設工事		★横浜武道館 供用開始				★横浜BUNTAI 供用開始		